

新潟県病院局管理規程第16号

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年7月10日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程（平成12年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前						
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に対処するための手当の特例)</u></p> <p><u>6 職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下この項において同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る次に掲げる作業に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。</u></p> <p><u>(1) 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者（以下この項において「患者等」という。）に接して行う作業又は患者等が使用した物件を処理する作業（次号に掲げる作業を除く。）</u></p> <p><u>(2) 患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業その他病院局長が別に定める作業</u></p> <p><u>7 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">作業の区分</th> <th style="text-align: center;">手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前項第1号に掲げる業務</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> </tr> <tr> <td>前項第2号に掲げる業務</td> <td style="text-align: center;">4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	作業の区分	手当の額	前項第1号に掲げる業務	3,000円	前項第2号に掲げる業務	4,000円	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 (略)</p>
作業の区分	手当の額						
前項第1号に掲げる業務	3,000円						
前項第2号に掲げる業務	4,000円						

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の規定は、令和2年2月1日から適用する。